

第4回 診療行為に関連した死亡の調査の手法に関する研究会議 会議概要

研究代表者 西澤 寛俊

このたび、8月20日に第4回の研究会議が開催されたので、その概要について紹介する。

第4回の研究会議では、「調査結果の報告や説明の在り方に関する事項」を議題とした。

① 調査結果の報告

調査結果の報告に関していただいた主なご意見は、以下のとおり。

- 院内調査については、
 - ・ 今回の制度は院内調査を行うことが基本であり、院内調査の結果を待たずにセンター調査を行うような事態にならないよう、医療機関は確実にを行うよう努力する。
 - ・ 調査結果についての「報告書」を作成することは、必要ではないか。
 - ・ 調査結果については、診療録に記載することが通常であり、その開示で足りるのではないか
 - ・ 「報告書」に再発防止策は含まない方がよいのではないか
- 院内調査とセンター調査については、
 - ・ 再発防止策は、立てられる場合と立てられない場合があるため、報告の必須項目としないこととしてはどうか。などのご意見があった。

いただいたご意見を踏まえ、研究代表者として以下のとおり発言した。

- 今回の制度の目的は医療機関が院内調査を確実に行うことである。
- 報告内容については、目的、事実の概要、医学的評価、結論などの事項ごとに整理した上でさらに検討する。
- 院内調査の報告については、
 - ・ 「報告書」として作成するか、診療録の開示等とするか
 - ・ 再発防止策を必須項目とするかといったことが論点であり、院内調査の具体的な内容を議論した上で、さらに検討する。

② 遺族への調査結果の説明

遺族への調査結果の説明に関していただいた主なご意見は、以下のとおり

- 患者は「何が起きたのか」を求めており、それが理解できるような説明があれば、紛争には至らないと考えている。
- 最終報告だけでなく、中間報告や調査のメドの説明もしてほしい。
- 本制度の目的に特化し、紛争に係る質問等は、別に場設けて対応することとしてはどうか
- 調査を行った責任者が説明する、患者の主治医が説明する、などの意見があり、その上で、
 - ・ 状況は千差万別であるので、院内調査については主治医の同意の下、個別に管理者が定めることとし、センター調査については第三者性の担保に留意することとしてはどうか。
 - ・ さまざまなケースがあるので、ガイドラインでは、原則、典型、配慮すべき事項を定めればよいのではないか。

などのご意見があった。

いただいたご意見を踏まえ、研究代表者として以下のとおり発言した。

○ 患者と医療者の信頼関係が崩れないよう、遺族への説明について更に検討していく

本日の会議は以上。次回会議は、9月3日14時から行う予定。